

令和3年度奈良地方最低賃金審議会

第1回 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電 用・送電用・配電用機械器具、産業用電気機械器具、 民生用電気機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

開催日時 令和3年10月1日（金）午後1時30分

開催場所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2階

1 出席者

公益代表委員	熊谷礼子、下山 朗、深水麻里
労働者代表委員	橋本 亮、平本義陽、山本 勝
使用者代表委員	太田嗣郎、川端東治
事務局	恒吉労働基準部長、藤本賃金室長、上林室長補佐

2 審議事項

- (1) 専門部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 運営規程等について
- (3) 専門部会の進め方について
- (4) 専門部会の審議日程について
- (5) 関連資料について
- (6) 関係労使からの意見聴取について
- (7) 最低賃金額等の審議について
- (8) その他

3 主要経過・審議結果

(第1回全体会議)

【上林補佐】

それでは、これより第1回奈良県電気機械製造業最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

本日の審議会は、「公開」として開始します。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、鶴川委員が所用によりご欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による、定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることを、ご報告させていただきます。

【藤本室長】

皆様には、今年度の奈良地方最低賃金審議会奈良県電気機械製造業最低賃金専門部会の委員といたしまして、令和3年8月23日付けで、奈良労働局長から任命させていただきました。お手元に辞令を置いておりますので、ご確認ください。

本日は、第1回の専門部会となりますので、このあと部会長及び部会長代理を選出するまでの間、議事の進行につきましては、慣行として、事務局で担当させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、労働基準部長の恒吉よりご挨拶を申し上げます。

【恒吉部長】

本日はご多用のところ、ご出席くださいましてありがとうございます。

また、本年度第1回専門部会の開催に当たり、皆様におかれましては、専門部会委員へのご就任をご快諾いただき、改めて御礼申し上げます。

さて、「電気機械製造業」の最低賃金につきましては、7月6日に金額改正の申出があり、8月5日開催の奈良地方最低賃金審議会におきまして、改正決定の諮問をさせていただきますところでございます。

公益委員をはじめ労使委員の皆様におかれましては、限られた時間の中でご負担をおかけしますが、「電気機械製造業」の最低賃金額を奈良県の実情に応じてご審議くださいますようお願い申し上げます。

また、特定最低賃金につきましては、地域別の最低賃金とは異なり、労使のイニシアティブにより決定されるべき性格のものである点をご考慮いただき、全会一致でご意見を賜りますようお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

【藤本室長】

それでは、続きまして、奈良県電気機械製造業最低賃金専門部会の委員をご紹介します。

お手元の資料No.1「専門部会委員名簿」をご覧ください。名簿を読み上げさせていただきます。ご紹介とさせていただきます。

公益代表 熊谷礼子、下山 朗、深水麻里

労働者代表 橋本 亮、平本義陽、山本 勝
使用者代表 鶴川和伸、太田嗣郎、川端東治

委員のみなさま、よろしくお願ひいたします。

これから議題に入りますが、先だってお送りした議題と、本日の会議次第の議題を少し変更しておりますが、内容的には変更ありませんので、あらかじめお断りしておきます。

それでは、議題（１）「専門部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。

専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法（法第２５条第４項において準用する法第２４条）の定めるところにより、「公益を代表する委員の中から委員が選出する。」こととなっております。

このことにつきまして、ご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

（意見なし）

特にご意見がないようでございますので、事務局からの提案といたしまして、部会長は深水委員に、部会長代理は下山委員にお願いしてはと考えておりますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、深水委員、下山委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

【深水委員】

承知いたしました。

【下山委員】

承知いたしました。

【藤本室長】

それでは、部会長は深水委員に、部会長代理は下山委員にお願いをすることといたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、深水部会長にお願いいたします。

【深水部会長】

部会長を務めることになりました深水です。

皆様のご協力のもと「特定最低賃金の電気機械製造業専門部会」を円滑に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、さっそくですが、議事を進行します。

議題（２）「運営規程等について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

【藤本室長】

それでは、「運営規程の改正案」と「傍聴規程」についてご説明します。

まず、運営規程の改正案です。

資料No.2「奈良県電気機械製造業最低賃金専門部会 運営規程（案）」をご覧ください。

各労働局では、地方最低賃金審議会運営規程を作成し、審議会を運営しておりますが、各専門部会も本審と同様に、運営規程を作成し、運営しております。

資料No.2の1頁と2頁は、令和元年9月に改正された現行の運営規程でございます。

3頁と4頁が新旧対比表となっており、右側が現行規程の内容、左側の赤字箇所が改正案の内容でございます。

5頁と6頁は、改正内容の溶け込み版になっております。

本件運営規程を改正する理由、内容は2つございます。

1つ目ですが、専門部会は本来、委員の皆様方に会場までご参集いただき開催するものですが、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、万が一の場合にあっても、リモート形式により専門部会を開催できるよう、その根拠を規定するものでございます。

改正内容である運営規程の第4条を読み上げます。

「第1項 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

第2項 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項（第6条第6項において準用する場合を含む）に規定する会議への出席に含めるものとする。」以上でございます。

特に想定としては、部会長と部会長代理がともに参集できない場合、リモート形式の活用を考えています。

また、改正の理由、内容の2つ目ですが、専門部会は従来、審議会令第3条第7項の「その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」という規定に基づき、当該年度内の本審において「専門部会を解散する」旨議決を行ってきたところですが、令和元年度における特定最低賃金専門部会が、当該年度内の本審、具体的には令和2年3月開催予定だった本審ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため開催中止になったため、令和2年度の第1回本審で「令和元年度の専門部会の廃止を議決する」という事態に陥りました。そこで、このような事態にならないため、新規に、「専門部会の廃止」規定を運営規程第9条に盛り込むこととしました。これにより、専門部会は当該最低賃金の異議申出期間の満了をもって廃止することになります。

なお、この新条文の挿入により、既存の第9条以後の条文を、後ろに1条ずつずらすことに改めます。新しい運営規程第9条を読み上げます。

「専門部会は、この専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する」以上でございます。

引き続きまして、資料No.3「奈良県電気機械製造業最低賃金専門部会 傍聴規程」をご覧ください。

これは、奈良県電気機械製造業最低賃金専門部会を公開するにあたりまして、その際に必要な事項を定めたものでございます。内容につきましては、昨年度と同様であり、変更点はございません。内容の変更を提案している「運営規程の改正案」につきまして、ご審議をお願いします。

なお、リモート形式の実施については、議題（３）「専門部会の進め方について」のところで、少しお時間をいただき、ご説明させていただきたいと思っております。以上でございます。

【深水部会長】

ありがとうございました。それでは、事務局からの「運営規程の改正案」の説明に対し、ご意見、ご質問はございますか。

（意見なし）

ご意見、ご質問がないようですので、「運営規程の改正案」につきましては、これを承認することとし、お手元の資料№.2の「案」を削除し、附則の施行期日を本日「令和3年10月1日」とご記入ください。

それでは、議題（３）「専門部会の進め方について」に入りたいと思っております。

専門部会では、特定最低賃金の金額審議を行います。特に金額審議の際には、各委員間の率直な意見交換が行われることが重要です。奈良県電気機械製造業最低賃金専門部会・運営規程の第6条では、専門部会は原則「公開」となっておりますが、運営規程第6条但し書きには、公開することにより委員の率直な意見交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、「非公開」にすることができるとなっております。開始からここまでの議事進行は、「公開」で行ってまいりましたが、委員の率直な意見交換、意思決定の中立性を確保するため、運営規程第6条但し書きを適用し、「本日この後に、もし『金額審議』をするなら当該『金額審議』以降の審議及び今後開催する専門部会」は全て「非公開」にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（意見なし）

それでは、ご意見等も無いようでございますので、本日この後に、もし『金額審議』をするなら当該『金額審議』以降の審議及び今後開催する専門部会は「非公開」にいたします。

また、運営規程第7条第2項より、「金額審議以降」の議事録は「非公開」にいたします。

なお、議事録は「非公開」ではありますが、作成する必要があるため、運営規程第7条第1項に基づき、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。

署名人は、私のほかに

労働者側は、橋本委員

使用者側は、川端委員

をお願いします。

次に、金額審議の進め方についてですが、例年どおり「公益委員と労働者側委員」「公益委員と使用者側委員」というように個別審議で行いたいと思いますが、いかがでしょうか？

(意見なし)

ご意見が無いようですので、例年どおり「個別審議」にて進めさせていただきます。それでは、先ほど事務局から「リモート形式の実施について、後ほど説明時間が欲しい」ということでしたので、次の議題に進む前に、ご説明していただいでよろしいですか。

【藤本室長】

はい、ありがとうございます。

それでは、議題（２）では「運営規程」の見直しを行ったところでございますが、これに関連し、１点、事務局からご説明させていただきます。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大におきまして、企業活動や労働組合運動等の様々な場面におかれまして、WEB会議の導入等により、人の「密」状態の回避に取り組まれていることとお聞きしております。

この最低賃金審議会は本来、「参集方式」を基本とし、それぞれの委員の皆さんが審議会場にご出席いただき、直接顔を会わせる中で議論し、一定の結論を出していただくものでございます。

奈良労働局としましては、最低賃金審議会は本来、「参集方式」で実施することが基本であると考えているところでございますが、新型コロナウイルスの変異株の流行がなかなか収まらない中、ワクチン接種が国民全体に行き渡っていない状況を見たとき、やはり「リモート形式」での実施を、選択肢の一つとして検討しておかざるを得ないと考えております。

そこで、「リモート形式」で実施できる根拠として、先ほどご審議いただいた上で、運営規程を見直したところです。

また、接続試験としましては、下山委員には、審議会以外の場でご協力いただき、下山委員と事務局をつないだ接続試験を実施しました。

そして、９月２７日（月）には、各委員の皆さんにご協力いただき、複数委員と事務局の同時接続を試したところでございます。

電気機械最低賃金専門部会は、公益委員、労使双方の委員の皆さんが、他の専門部会に比べて、リモート形式に慣れていらっしゃる委員が多かったと思いますので、「リモート形式」による実施の第１号に選ばせていただきました。

具体的には、後ほどの議題で議論されます審議日程のうち、１０月８日（金）午前１０時００分開始第２回目専門部会をリモート形式の第１号として実施させていただきたいと考えております。

なお、「リモート形式」と言いましても、希望者のみ「リモート形式」で出席してもらうものであり、これを希望されない委員の方は、従来どおり審議会の場所にお越しいただき、ご審議に出席いただくものです。

事前にリモート形式による出席希望を確認しましたところ、熊谷委員から希望を承

りました。

ちなみに、「リモート形式」の実施には、運営規程第4条におきまして「委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システムを利用する方法によって会議に出席することができる」旨規定しておりますので、実施に先立ち、深水部会長のご承認をお願いしたいと思います。以上でございます。

【深水部会長】

ただ今、事務局から、「第2回専門部会」においてリモート形式による開催を提案されましたが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(意見なし)

ご意見が無いようですので、事務局から提案がありましたとおり、とりあえず第2回専門部会は、リモート形式による出席を認める形で実施したいと思います。

【藤本室長】

ありがとうございました。

そうしましたら、次回の第2回専門部会は、リモート形式による出席を認める形で、専門部会を開催したいと思います。

【深水部会長】

それでは、次に議題(4)「専門部会の審議日程について」の審議に入ります。これについて、事務局から説明をお願いします。

【藤本室長】

それでは、令和3年度の電気機械製造業最低賃金専門部会の審議日程をご説明します。机上配付しております「奈良県特定最低賃金専門部会等の開催日程(案)」をご覧ください。

事前に、委員の皆様のご予定を確認させていただき、例年にならい、年内の発効を目指して、できるだけ多くの委員の皆様がご出席可能な日を、ということで、(案)を作成いたしました。

日程は、本日10月1日から10月15日までの間に、予備を含めて計4回の開催予定となっており、具体的には

第1回目は、本日(10月1日)

第2回目は、10月8日(金)午前10時00分

第3回目は、10月13日(水)午前10時00分

第4回目は、10月15日(金)午前10時00分

です。

委員の皆様におかれましては、タイトなスケジュールでのご審議となりますが、この(案)でご審議を進めてくださいますことに、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

なお、委員の皆様のご都合のほか、他の特定最低賃金の専門部会の開催予定からも、この（案）以外の日の開催は困難な状況にありますことを申し添えます。

専門部会で結論に至りましたら、部会報告をとりまとめ、他の部会報告と一緒に、10月28日（木）午後1時30分開催の第5回本審で報告する運びとなります。ここで、奈良労働局長あてに、電気機械製造業最低賃金の改正額の答申をいただければ、同日から11月12日（金）までが異議申出期間となります。

この間に異議申出がなされましたら、11月15日（月）午前10時開催第6回本審である異議審にてご審議いただき、そこで答申をいただければ、官報公示の手続きを経まして、12月29日（水）の発効予定となります。以上でございます。

【深水部会長】

次に、議題（5）「関連資料について」の審議に入ります。これについて、事務局から説明をお願いします。

【藤本室長】

それでは、ご説明させていただきます。

まず、本日の専門部会の開催に至るまでの経過でございますが、資料No.4「申出書」にございますように、令和3年7月6日に申出書が提出されましたので、令和3年7月19日開催の本審で、奈良労働局長から「改正の必要性の有無」につきまして諮問をいたしました。

そして、8月5日開催の本審で、「改正の必要性有り」とのご答申をいただきましたので、同日、資料No.5「奈良県特定最低賃金の改正決定（諮問）」にございますように、特定最低賃金の金額改正の諮問をいたしまして、具体的な金額審議につきまして、各専門部会に付託することに決まった次第でございます。

資料No.6は、今年の6月に行いました最低賃金に関する基礎調査の結果でございます。

まず、1頁の「調査の概要」をご覧ください。「調査地域」は、奈良県全地域「調査事業所」は、製造業におきましては、100人未満の常用労働者を雇用する民営事業所から、一定の方法により抽出した事業所「調査労働者」は、調査事業所に雇用される労働者で8,515人「調査対象月」は、令和3年6月分の給与（6月々切分）を対象としてございます。

次に、3頁に「令和3年 最低賃金基礎調査結果」と題しまして、改正諮問をいたしました3つの産業の賃金分布の特性値を掲載してございます。

その次の4頁ですが、「最低賃金基礎調査結果の推移」と題しまして、5年分の賃金分布の特性値の推移をグラフ化したものでございます。

5頁には、「参考」といたしまして、賃金分布の特性値の説明を掲載してございます。

次の6頁は、「奈良県特定最低賃金適用業種の実態調査結果一覧表」としまして、賃金階級別の労働者数を掲載してございます。

7頁から8頁は、現行の最低賃金額に対する未満率と、時間額ごとの影響率及び引上率について、過去4年分を一覧表に取りまとめたものでございます。

その次の9頁は、未満率と影響率の算出方法の説明でございます。

そして最後の10、11頁は「総括表」で、今ご説明をいたしましたそれぞれの表を作成するための、元となった数字をとりまとめたものでございます。

資料No.7は「賃金構造基本統計調査関係資料」でございます。この賃金構造基本統計調査につきましては、国が実施する最も重要な統計のひとつといたしまして「基幹統計」に指定されているところでございます。資料No.7-1は「令和2年 賃金構造基本統計調査の概況」でございます。ご参考までに申し上げますと、11、12頁に短時間労働者の賃金が掲載されております。資料No.7-2は「パートタイム女子労働者1人1時間あたり所定内給与額の平成25年から令和2年までの推移」を、資料No.7-3は「都道府県別・産業別のパートタイム女子労働者の1時間あたり所定内給与額（企業規模：5～9人）」を、そして、資料No.7-4は、「電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業」における所定内給与額を男女別、規模別に平成30年から令和2年までの推移を示したものでございます。

資料No.8は、各種関連指標を一覧表にしたものでございます。一番左側の表は、令和3年度版最低賃金決定要覧をもとに、事務局で取りまとめた「2020年度地域別最低賃金額」の一覧でございます。次は、各都道府県人事委員会が取りまとめた「2020年度 1人世帯及び4人世帯の1ヶ月あたりの標準生計費」の一覧でございます。次は、総務省統計局が取りまとめた「2020年度 勤労者世帯の消費支出」の一覧でございます。次は、同じく総務省統計局が取りまとめた「2020年度 勤労者世帯の実収入」の一覧でございます。次は、内閣府経済社会総合研究所が取りまとめた「平成30年度の1人当たりの県民所得」の一覧でございます。次は、経済産業省の「平成30年の工業統計表・地域別統計表」をもとに、奈良県総務部知事公室統計分析課が取りまとめた「1事業所当たりの製造品出荷額等」の一覧でございます。一番右端の表は、総務省の平成27年国勢調査報告をもとに、同じく奈良県総務部知事公室統計分析課が取りまとめた「県外就業率」の一覧でございます。

資料No.9は、近隣府県を縦軸に置き、「①地域別最低賃金」、「②標準生計費」、「③勤労者世帯の消費支出」、「④勤労者世帯の家計実収入」、「⑤1人当たり県民所得」、「⑥1事業所当たり製造品出荷額」、「⑦企業規模が5～9人の女子短時間労働者の所定内給与額」、「⑧企業規模計の女子短時間労働者の所定内給与額」、「⑨県外就業率」、「⑩第1次産業、⑪第2次産業、⑫第3次産業の就業者割合」を比較した一覧でございます。奈良県の置かれている状況が一目で分かる資料です。なお、それぞれの統計の資料出所は、各項目の下欄のとおりでございます。

資料No.10は、総務省統計局が取りまとめた消費者物価指数で「全国の2021年（令和3年）7月分」と「奈良市の令和3年7月分までの確定値」でございます。これらは、国民の生活水準を示す指標のひとつとなっているもので、経済政策を的確に推進する上で重要な指標となっているものでございます。

資料No.11は、日本銀行調査統計局が取りまとめた「企業物価指数（2021年8月速報）」でございます。

これは、企業間で取引される商品の価格の変動を示す指数で、商品の需給動向を把握し、景気動向・金融政策の判断材料となるものでございます。

資料No.12は、令和3年8月に発表されました「月例経済報告」でございます。これは、景気に関する政府の公式見解を示す報告書で、内閣府が景気の動向指数に基づ

いて、毎月、とりまとめているものでございます。冒頭の基調判断の部分で経済全般を総括的に評価し、個人消費、設備投資、住宅建設、公共投資、輸出入など個別の要素などの動向についても言及しております。

資料No.13は、日本政策金融公庫総合研究所が公表いたしました「中小企業概況調査（2021年8月）要約版」でございます。

資料No.14は、日本銀行大阪支店が2021年9月に公表いたしました「関西金融経済動向」でございます。

資料No.15は、「奈良県経済の概況・経済指標（奈良県・全国）」でございます。この資料は、一般財団法人南都経済研究所が発行しております「ナント経済月報9月号」から、奈良県経済の概況と奈良県と全国の経済指標を抜粋したものでございます。

資料No.16は、近畿財務局奈良財務事務所が公表いたしました「法人企業景気予測調査 令和3年7～9月期調査」でございます。これは、奈良県に所在する資本金1千万円以上の法人企業（ただし、電気・ガス・水道業及び金融・保険業は、資本金1億円以上）106社を対象に経済の状況並びに今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に実施されるものでございます。

資料No.17は、「2021年春闘要求妥結状況」でございます。

- 1は、日本労働組合総連合会 様から発表されたもの、
- 2は、日本経済団体連合会 様から発表されたもの、
- 3は、奈良経済産業協会 様からご提供いただいた資料

をつけさせていただきました。

資料No.18は、「奈良県の一般職業紹介状況（令和3年7月分）」でございます。この資料は、県内の公共職業安定所（ハローワーク）における状況を奈良労働局の職業安定課がとりまとめ、公表しているものでございます。

そして、資料No.19は、「特定最低賃金設定状況」でございます。

全国の電気機械製造業に係る特定最低賃金額を平成30年から令和2年までの分を取りまとめたものでございます。以上でございます。

【深水部会長】

それでは、議題（6）「関係労使からの意見聴取について」の審議に入ります。

本年度は、事前に、本審の伊東会長から

- ① 各々の業界の現状について（単純な思惑や感想ではなく、できれば何らかのデータに基づくもの）
- ② 各々の業界の奈良県下における位置づけ
- ③ 各々の業界の将来性について

について、労使双方からなにがしかのデータ・資料を用いて説明してもらいたいという意向がございましたので、これを、事務局を介して、あらかじめ労使双方にお伝えしておりますので、これらの点を踏まえて、意見を述べていただきたいと思います。

労使各側から代表してお一人ずつご意見を述べていただきたいと思います。

なお、ご質問につきましては、労使双方がご意見を述べていただいた後に、まとめてお聞きするというようにしたいと思います。

それでは、改正の申出をされた労働者側委員の方から説明をお願いします。

【山本委員】

そうしましたら、労働側の方から、まず、例年に従いまして、審議への意見書を読み上げさせていただいた後に、奈良県における電機業界の現状等を説明させていただきたいと思います。

まず、意見書の読み上げは、平本委員からお願いいたします。

【平本委員】

私の方から、読み上げさせていただきたいと思います。

日本経済は、2020年度の名目成長率が-3.9%、物価変動の影響を取り除いた実質成長率が-4.6%となるなど厳しい状況にあります。政府は、「月例経済報告」において、景気の基調判断を「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さも増している」としています。

一方で、政府の緊急事態宣言などにより、人や企業の活動が大きく制限され、2020年5月を中心に大きく落ち込んだ鉱工業指数の生産・生産者出荷は、鉱工業全体として回復しており、特に電子部品・デバイス工業の生産は、以前よりも高い水準で維持しています。

奈良県の経済動向は、各機関の景気基調判断から見ても持ち直しの動きが見られるとされています。その中で電機産業の状況を見ると、1事業所当たり製造品出荷額では、11億7328万円、従業員1人当たりの製造品出荷額は、3570万円、従業員1人当たりの付加価値額は942万円となり、減少傾向にあるものの奈良県経済において一定の役割を担っています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに、社会のデジタル化に対する期待が高まるとともに、第4次産業革命と呼ばれるIoTやビッグデータ、ロボット、人工知能などの急速な発展を受けて、電機産業としてこれらの技術・社会状況の動向を見極め、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、今後は新たな価値を生み出していくことが期待されています。このように経済成長・社会への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保が重要な課題と言えます。

電機連合の2021年闘争結果や申出に合意した組織労働者の賃金水準（企業内最低賃金、高卒初任給および平均賃金水準など）を準拠指標としつつ、組織労働者の賃金水準など賃金実態を踏まえた適切な水準への改善が必要です。

電機連合各加盟組合は2021闘争において、企業内最低賃金である産業別最低賃金の引き上げ要求を行い、月額164500円の水準となりました。この水準の時間当たり換算額は1061円程度となります。算定根拠については、四角の中に書かせていただいています。

一方、18歳以上の基幹的労働者に適用される法定最低賃金は、全国で793～966円の水準にとどまっており、人への投資及び公正競争の確保の観点から、電機産業にふさわしい賃金水準を確立するため企業内最低賃金協定を高卒初任給に準拠した水準への引上げが必要であります。

また、他の金属産業の最低賃金と比較して相対的に低い実態にあります。そのような状況を踏まえ計画的な格差改善が必要と考えています。

全国平均 電気機械器具製造業 890円、鉄鋼 953円、輸送用 934円、一般 917円

奈良県内 電気機械器具製造業 883円、機械 898円、自動車 885円という形になっています。

奈良においては、隣接の京都・大阪との格差が広がる一方であり、その地域の地域別最低賃金と比較しても低位となっています。また、県外就業率も高く、全国2位としており、将来の奈良県内産業・経済の発展を見据えて、働き方改革とともに計画的な改善を行う必要があります。

特定最低賃金は、わが国唯一の企業の枠を超えた労働条件改善システムであり、「労使交渉の補完・代替え機能」を担っています。企業の枠を超えて、同じ産業で働く基幹的労働者の入り口の賃金となる特定最賃を決めることで、組織労働者が労使交渉を通じて締結した企業内最低賃金協定を、労使交渉の手段を持たない未組織労働者に波及させることによって、組織労働者と未組織労働者、正社員と非正規雇用で働く労働者の賃金格差を是正することができます。

また、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用で働く労働者の間の不合理な待遇差の解消をめざして、パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法が改正・施行されています。

特定最低賃金は、同一労働同一賃金推進法の付帯決議において、「欧州において普及している協約賃金が雇用形態間で基本給格差を生じにくくさせている機能を果たしていることに鑑み、わが国においても特定最低賃金の活用について検討を行うこと。」とされていることから、その役割がますます重要になっています。

以上、1から5番の内容を勘案して、改善目標を2021年総合労働条件改善闘争において引き上げが図られた「産業別最低賃金（18歳見合い）」の水準である164500円の時間あたり賃金を換算した1061円程度を準拠基準として、その90%程度を中期達成目標としたいと思います。

【山本委員】

そうしましたら、それとは別に、電機関係製造業最低賃金専門部会への説明資料として付けさせていただいているものについて、山本の方から説明させていただきます。

基本的には、今読み上げさせていただいた意見書を少し詳しくということで、資料作りをさせていただいております。まず、電機産業についてということで、全国で見たところの電器産業の位置付けということになります。

従業者数、製品出荷額、生産額、付加価値額ともに製造業計、電機計の金額とその割合が12.53%から15.23%とどれも製造業におけるウエイトは高いというところになっております。特に、電子部品・デバイス工業の生産は、以前より高い水準で推移しているところですが、次のページから表にさせていただいております。

一番最初は「生産」ですが、2019年7月から2021年6月までの分を季節調整済の指数として表したものです。2015年を100とした場合、2021年1月からはずっと100以上を示しています。

次のページは「生産者出荷」ですが、こちらの方も同じ期間で表示させていただいていまして、電子部品・デバイスについてもそうですし、電気・情報通信機械工業も高い数字を示しています。

次のページは「在庫」ですが、2020年5月からは徐々に下がり続けています。これは、コロナの影響が大きいのではないかと思います。各工場の操業停止や必要な物資の確保ができないことにより、世界的な半導体不足の影響がかなり大きく出た時期でもありますので、それから在庫が減ってきています。もともと半導体は、需要と供給では、需要の方が大きいという現状が過去からありましたので、もともと在庫は少なかったと認識しておりますが、特にコロナ禍の影響で在庫が下がってきたということでもあります。

つづきまして、次のページは、「マクロベースで労働時間あたりの付加価値」を示したものです。これも、全産業と比べて40%、製造業と比べて30%高い位置にあるということを示したものです。

それから、別紙で付けさせていただいた、「工業統計 電機3業種」の従業員4人以上の事業所と従業員30人以上の事業所のデータとなっております。これは全国で見た場合の奈良県の位置付けがわかる一覧となっております。表の一番右端に従業員数、製造品出荷額等、生産額、付加価値額の順位が示されております。奈良県の順位は、46位、44位、44位、44位と全国的に見て非常に小さい規模となっております。こちらは参考に見ていただければと思っております。

つづきまして、業界の奈良県下における位置付けというところで、電機産業を見ると、一事業所当たりの出荷額であったり、従業員一人当たりの出荷額、付加価値額等々先程意見書の中で示させていただきましたが、確かに減少傾向にある。特に、昨年か一昨年と比べると、電子・デバイスが奈良県下においては落ち込んでおります。その横の表に上昇に寄与した業種ということで、「電気機械工業」がありますが、まず、「生産」を見ていただくと、-52.8%ということで、かなり落ち込んでおります。これは、某企業の構造改革によるもので、その影響で急激に落ちています。

次のページは、奈良県の業種別構成比を示させていただいております。黄色の網掛けのところは、電子部品・デバイス・電子回路製造業と電気機械器具製造業の合計を下に表しています。従業者数であったり、出荷額、生産額、付加価値額等々を見たときに、構成比の値が小さい値となっております。これが、奈良県内における現状かと思えます。

次のページは、業界の将来性ということで、DXの本格的な展開へということで、日本国内におけるデジタル化の遅れが指摘されているところでもありますし、コロナ禍を受けて、なおさら、伸び続けてきたというところで、DXの本格的な展開ということが言われているところでもあります。

経済産業省も2018年に発表した「DXレポート」によりますと、2025年までに既存のシステムを刷新しないと、今の3倍の経済損失が生じる可能性があるという警鐘を鳴らしています。あらゆる産業において、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルを展開する新規参加者が登場し、ゲームチェンジが起きつつあります。中小企業庁も様々な新たな取り組みで、参加されている企業の紹介を中小企業庁のホームページでされていますので、また、見ていただければと思えますし、いろいろなベンチャー企業やスタートアップ企業などが急成長してきているというところもあります。

現在、実際8割の企業が老朽化システムを抱えており、それらが高コスト構造の原因である「レガシーシステム」となっており、DXの足かせになっています。

表は日米比較になりますが、見ていただければ一目瞭然で、日本は守りのIT投資になっていて、遅れが出てきているところでもあります。攻めのIT投資は、アメリカが積極的にやってきているということでもあります。

次のページに移りまして、経営者を後押しするDX施策ということで、多くの経営者はDXの必要性を理解していますが、システムの複雑化・ブラックボックス化などによってなかなか進んでいないということでもあります。特に日本の企業は過去から独自のシステムを作っていて、それを表に出さない、他人に教えないというのが文化的にありまして、ブラックボックス化し易く、それが足かせとなって前に進んでいないのが現状かと思います。また、経団連から出されている「DX～価値の共創で未来をひらく～」の中でも、DXの波はもはや止めることができないとされていますし、今後ますますデジタル化の重要性が高まっているということが示されています。今後、このDXの本格的な展開に向けて、電機産業はその推進を担うことができる重要な産業であると言えると思います。

最後に、デジタル化がもたらすビジネス環境の変化ということで、第4次産業革命と呼ばれるIoT、ビッグデータ、AI、ロボットの発展・活用拡大という新たな動きが起きています。これまで電機産業が主導してきた技術であって、日本経済成長の原動力として期待されるとともに、人手不足、超少子高齢化社会における社会保障制度の持続性、地球温暖化などの環境問題やエネルギー問題といった今後私たちが直面する様々な社会問題の解決につながるの期待があるとなっております。奈良県下においても、既存の事業をされている中小企業も数多くあると思いますが、このデジタル化に対応した新たな事業への挑戦が必要となってくるのではないかと思います。産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保が重要になってくると思っています。

このような課題がある中で電機連合は労働組合として何をしているのかと言いますと、別でお配りしています産業政策関係と労働政策・社会政策関係の資料ですが、労働組合は組合員の生活の維持・向上が大前提となります。労使交渉のある企業では、日常的に様々な労使交渉を行って、従業員の生活の維持・向上を目指しているところでもあります。それは、企業の発展ということも含めてやっているところです。ただ、組織率を見ても労使関係を持っている企業自体が少なく、また、非正規労働者がかなり増えてきているということで、先程の意見書の中にもありましたけど、そういった労使交渉ができないという企業も増えています。ですから、今は、各企業とは別に電機連合とか連合という組織では、働く人全てという視点で、生活の維持・向上を目指しているということです。また、産業政策関係を見ていただきますと、デジタル社会を支える基盤整備、デジタル化による社会的な課題の解決、脱炭素社会の実現等を、与野党との政策協議であったり、総務省、経済産業省、厚生労働省などと頻繁に政策協議を行っております。様々な働きかけを通じてPRしているということです。

また、各地方連合も、知事懇であったり、組長との意見交換であったり、社労士会との意見交換などを行って、地域の課題に向けて様々な協議を行っています。

労働政策、社会政策であります。実際働くという視点で、誰もが生き生きと働けるような環境整備であったり、細かなことを言いますと、妊婦さんがコロナ禍でも気持ちよく働いてもらえるような制度関係の提案であったりというようなこともやっています。地賃と特定最賃は、この労働政策の中に入っております。先程申しました労使関係を持たない全ての労働者という観点で言いますと、この取り組みは、全体の

底上げを行う取り組みの一環ということで、全国的に行われています。特に電機産業は働く皆さんの生活の維持向上を目指して、この取り組みを行っていて、全体の底上げを図っています。労働者側からは以上です。

【深水部会長】

ありがとうございました。それでは、使用者側委員の方、お願いします。

【川端委員】

それでは、使用者側からの意見の報告をさせていただきます。

まず、概況として、9月末をもって緊急事態宣言が解除されましたけれども、昨春からの新型コロナウイルス感染拡大による影響で、経済活動は大きく制限されてきた。

新型コロナウイルスによる影響の長期化は、中小企業の経営に極めて深刻な影響を与え、一部に巣ごもり需要等で好調な業種・業界が見られる一方、特に「人の移動」に関わる宿泊業や飲食業、交通・運輸業、関連業種において、極めて厳しいのが実態です。

多くの中小企業は、公的融資や雇用調整助成金、各種給付金等の支援策を最大限に活用し、「事業の継続」と「雇用の維持」に必死に取り組んでいるが、緊急事態宣言解除後も自治体による営業時間短縮の協力要請やこれから冬場に向けての第6波の懸念など、未だ業績の回復は程遠く、不安は尽きません。

事業の存続をかけて必死の対応に迫られている中小企業・小規模事業者の雇用維持に向けた努力に、決して水を差すことのないよう、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を関係者一同が重く受け止めなければならない。

特定最低賃金の決定にあたっては、雇用維持が最大の課題という、まさに緊急事態である今年度についても、通常の実業の賃金支払能力を最も重視した審議が当然不可欠であり、その観点から、新型コロナウイルス感染症が中小企業・小規模事業者の経営に及ぼしている影響を示した、様々なデータを十分に踏まえて検討する必要があると考えます。

金融機関等による中小企業の向け貸出残高も急増しており、業況が十分に回復しないまま、返済が始まれば、事業を立て直すうえで大きな負担となります。中小企業ではコストの価格転嫁が困難なことに加え、小規模企業では労働分配率が8割に達しており、コロナ禍の影響で従前にもまして、賃金の支払い余力が乏しい状況は明らかです。

期待のワクチン接種も徐々に進んでいるが、仮に来年以降、感染が収束し、人の移動に関する制限が緩和されたとしても、国内の経済活動が元のレベルに戻るには一定の期間が必要であり、また、コロナ前の経済を支えてきた、海外需要・インバウンドの回復には更に時間を要することが想定される。コロナ禍で影響が深刻な業種が以前の業績水準に回復する時期は全く見通しが立たない現状である。

次に、奈良県の経済・産業の状況ですけれども、本年6月の奈良県鉱工業指数を見ると、季節調整済指数で88.3となり、対前年比プラス5.0%と上昇しているが、ここ直近は16ヶ月連続で90ポイントを下回っており、特に令和3年2月は81.8ポイントと、指数は非常に低い状況で上昇が見られず、経済の低位傾向が続いている。

特に、観光立県の奈良県では、インバウンドを含む観光や関連する飲食やイベント等の需要自体が喪失し、ゼロになったと言える大変厳しい状況であり、このことは1年半前と何ら変わらず、関連する製品・サービスの需要も大幅に減少し大きな影響が見られる。

これらを総合的に勘案するに、各種指標が示すとおり、奈良県の経済・産業の状況は、新型コロナウイルスの影響も大きく厳しい状況であることを直視しなければいけない。

次に当該業種の状況ですけれども、関西や奈良県において、大きなウエイトを占めている電機業界は、欧米をはじめ、韓国・台湾・中国との競合が激しく、国際化・海外現地生産が進む中で、国内生産の減少・空洞化が激しく、非常に厳しい経営状況におかれているのは周知の事実である。

国内での生産が著しく減少する中、県下の電機関連の中小零細企業にとっては、受注量の減少や小ロット化によるコストアップ、更に正式な発注がない中での自己責任による見込み生産を強いられ、その上で正式発注からの短納期対応が厳しく求められことや、急な仕様変更による生産コスト増大や生産性の低下等で、今後も受注環境が一層厳しくなることが非常に懸念される場所です。

また、国際化による影響から、アジア価格に合わせた価格の低減・コスト削減の要請等が常態化する中で、売上が減少する中で、原材料・エネルギー価格の増大は、人件費等の固定費負担の増大により、経営・事業コストは大幅に上昇し、そのコストの上昇分を、製品価格に転嫁できない中で、中小企業の取り巻く経営は厳しさを増している。

その中で、昨年春からの新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、世界的な景気後退を受け、一部業種を除き設備投資を含む需要が戻らない上、米中貿易摩擦による影響が顕著になってきており、加えて半導体や部品の供給不足が企業経営に非常に大きな影響を及ぼしており、生産・販売が非常に危うい状態に落ち込んでいます。

特定最低賃金については、地域別最低賃金と区別する必要性に乏しく、同じような職種・職能に関わらず、業種によって最低賃金に差異が生じる現状は多くの問題を含んでいる。

当該業種に特有で、最も中心的な真の基幹職種以外の職種についても適用されることで、地域別最低賃金が適用される業種と比べても、あまりにも差異が大きいと言える。

奈良の地域別最低賃金は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、経済が非常に大きく落ち込む中で、中央最低賃金審議会から示された根拠のない目安をもとに結果28円の引き上げがなされた。これらの状況下で、特定最低賃金が更に引き上げられた場合には、人件費負担の吸収が困難なことから、雇用の減少・縮小が起り得ると考えられる。

特定最低賃金は、強制力を伴う制度であり、中小零細企業を含む全ての企業に適用されるものである。経営基盤が脆弱な中小零細企業への影響は非常に大きく深刻なものである。

このことから、業界を取り巻く産業・社会の環境をしっかりと理解し、県内中小零細企業の経営実態や、経済・雇用の状況を鑑みて、今後の希望的な観測や予測でなく、エビデンスに基づいた、真の経済実態に合った慎重な調査審議が必要と考える。意見

書については以上です。後、皆様のお手元に資料をお配りさせていただいています。それについて、簡単に説明させていただきます。

最初に、奈良県の鉱工業指数ですが、令和元年6月から令和3年6月までにおいて、ある3カ月を除いた全ての期間で奈良県の指数は全国及び近畿の指数を大きく下回っています。奈良県においては、令和2年の3月から、つまり、新型コロナウイルスの感染拡大が進んでから、現在に至るまでほとんどずっと90%を下回っているという状況です。このグラフからもわかるように、コロナ禍前の奈良県は、全国と近畿を下回ってはいましたが、差はまだ小さかったのですが、コロナ後は、奈良県と近畿の差は広がる一方ということになっています。つまり、奈良県の製造業は、コロナの影響を非常に大きく受けているということになると思います。

次に、業種別生産指数ですが、こちらの電機のところを見ていただくと、電機機械の指数は、非常に低くなっている。全期間で製造業総合を大きく下回っています。製造業総合に対して、10%以下が約半数あります。それ以外でも20%程度で、5割を上回るのが1回しかないという状況になっています。

それから、次の資料ですが、工業統計から電気関係の製造品出荷額の総額は比較的大きいのですが、その内訳を見ると少し変わってきます。電子部品・デバイス・電子回路製造業の製品出荷額は非常に少なく、電気関係の付加価値額は全体に対してたったの3.4%という状況で、繊維と同等程度で、印刷・化学・プラスチック製品・ゴム製品を大きく下回っているという状況になっています。

これらの資料からも、奈良県内の電機関係が置かれている厳しさ状況が良く見てとれ、電機に関わる企業の非常に厳しい生産・経営の状況をよく理解することが求められると思います。

最後に、南都経済研究所の奈良県の経済の特徴を考察された資料がありましたので、共有させていただきます。

この中で、奈良県の中小企業従事者のウェイトが全国で最も高いというところと、奈良県は県外からの流入が大きく、県内でなく県外へ逃げるため、奈良県の経済波及効果が低く、県内の取引が小さいことから奈良県経済の厳しい成長性とも大きく関係していることが考察されていますが、これが今の奈良県の経済を表していると思いますので、ご紹介させていただきました。以上です。

【深水部会長】

ありがとうございました。

ここまで、労使双方からご意見をお聴きしましたが、ご意見であるとか、ご質問であるとか何かありますか。

山本委員どうぞ。

【山本委員】

ご説明ありがとうございました。奈良県内の現状については、労使共によく似た認識を持っていると思いますが、数値の捉え方は少し違うと思います。

それから、本審の中で、今後についてというテーマもいただいていたかと思いますが、労働組合側としては、電機業界の今後ということを示させていただいておりますが、今の現状をどう打破していくか、どんな取り組みを行っていくかということも含めて

ご説明をさせていただきました。使用者側からは、そういう話がなかったかと思えますので、もし、ご説明いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

【太田委員】

次回に説明させていただくこととします。

【深水部会長】

それでは、次回にご準備いただけるということで、意見聴取については、ここまでとさせていただきます。

次に、議題（7）「最低賃金額等の審議について」に入るところですが、その前に確認しておきたいことがあります。

7月21日開催の運営小委員会の議論では、第1回目の専門部会では、労使双方から各業界の意見を聴くことに重きを置き、原則として金額審議を行わないということで審議を終えたかと思えます。この内容に従いますと、本日の専門部会では金額審議を行わないこととなりますが、まだ、時間も残り、他の部会では金額審議には至らないものの、金額の提示までは行うところもあったと聞いています。それについて、労使双方のご意見を伺いたいと思います。

【山本委員】

まだ、時間も少しありますので、労使1回ずつぐらい、明確に金額を出す出さないは別として、考え方的なことは確認されてもいいのではないかと思います。また、審議日程が詰まっていますので、有効に、できたら3回ぐらいで終わらせていただければいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

【深水部会長】

ありがとうございます。

今、労働者側からご意見をお伺いしましたが、使用者側はいかがですか。

先に労働者側からお話をお伺いして、お伝えすべき内容があれば、使用者側に個別にお話しするという形で如何ですか。

(異議なし)

【深水部会長】

それでは、一旦使用者側の委員は出ていただいて、労働者側の委員からお話をお伺いしたいと思います。

(公益委員・労働者側委員個別協議)

(第2回全体会議)

【深水部会長】

それでは、全体会議を始めさせていただきます。

次回は、今回の持ち帰りとなったことについて、ご説明いただいてから、使用者側からお伺いする予定にしています。事務局から補足説明はございませんでしょうか。

【藤本室長】

念のための確認なのですが、次回は、10月8日（月）午前10時00分開始ということで、開催場所は、ここ別館会議室です。内容については、非公開とさせていただきたいと思っております。

【深水部会長】

最後に議題（8）「その他」ですが、事務局から何かございますか。

【藤本室長】

ありません。

【深水部会長】

それでは、これもちまして、本日の専門部会を終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。